

大和村から転出される方へ

新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新住所地の市区町村役所（場）で転入手続きをしてください。

※正当な理由もなく、14日以内に届出をしないときは過料に処されることがあります。

【転入手続きに必要なもの】

- ①転出証明書（特例転出ではない方） ②本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等） ③その他下記のお手続きに必要な物

▼ 転出される方が下記に該当する場合、次の手続きが必要です。

対象	大和村でのお手続き	新住所地でのお手続き
マイナンバーカードをお持ちの方	住民税務課 (1階手前)	転入先で新住所を追記・継続利用の手続きをしてください。
印鑑登録をしている方	住民税務課 (1階手前)	必要な方は新たに登録の手続きをしてください。
国民年金に加入または年金を受給している方	住民税務課 (1階手前)	資格取得等の手続きが必要になる場合がありますので、転入手続きの際にご確認ください。
簡易水道・集落排水を開栓している方	住民税務課 (1階手前)	転入手続きの際にご確認ください。
固定資産税をお支払いの方	住民税務課 (1階手前)	
村税の相談	住民税務課 (1階手前)	
国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方	保健福祉課 (1階廊下奥)	必要な方は加入手続きをしてください。
介護保険の被保険者の方	住民税務課	要介護認定の申請中または認定を受けている方は、左記の証明書を持参し手続きをしてください。
	保健福祉課 (1階廊下奥)	
重度障害者医療の被保険者の方	保健福祉課 (1階廊下奥)	新住所地の市区町村にお問い合わせください。
乳幼児医療・ひとり親医療・(特)児童扶養手当住所変更届・児童手当	保健福祉課 (1階廊下奥)	
保育所退所申請	保健福祉課 (1階廊下奥)	
村営・公営住宅退去手続き	総務課(1階)	
教員住宅退去手続き	教育委員会(2階)	
公立小・中学校に在学している児童生徒がいる方	現在通学している学校で転校の手続きをしてください。	

【転出を取りやめるとき】

転出証明書、届出人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）を持参して、転出取消の手続きにお越しください。